

西宮市市民緑地設置管理計画の認定に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第6章第2節に規定する市民緑地設置管理計画の認定及び市民緑地の管理に関し、必要な事項を定め、適切かつ効率的な事務を図ることを目的とする。

(認定の申請)

第2条 法第60条第1項に規定する市民緑地設置管理計画の認定を申請しようとする者（以下「申請者」）は、次に掲げる書類を添付した市民緑地設置管理計画認定申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 対象となる土地等の所有権その他の使用の権原を有することを証する書面
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 土地等及び緑化施設の求積図及び面積算出表
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、市民緑地設置申請前に対象となる土地等の周辺の住民その他、別表第1に定める者と協議しなければならない。

(計画の認定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該計画を認定することが適当であると認めるときは、申請者に対して市民緑地設置管理計画認定書（第2号様式）を交付するものとする。

(市民緑地設置管理計画の変更)

第4条 前条の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、当該認定を受けた市民緑地設置管理計画（以下「認定計画」という。）の変更について法第62条第1項に規定する認定を受けようとするときは、市民緑地設置管理計画変更申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、変更することが適当であると認めるときは、申請者に対して市民緑地設置管理計画変更認定書（第4号様式）を交付するものとする。

(設置中止の届出)

第5条 認定事業者は、認定計画に基づく市民緑地の設置を中止しようとするときは、西宮市市民緑地設置中止届（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(公告及び標識の設置)

第6条 市長は、市民緑地設置管理を認定したときは、法第61条第5項の規定による公告をするほか、当該市民緑地内に次に掲げる事項を明示した標識を設置しなければならない。

- (1) 市民緑地の名称
- (2) 市民緑地の区域
- (3) 契約期間
- (4) 認定事業者の名称と連絡先
- (5) 市民緑地内の緑地保全等に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- (6) 供用開始予定年月日

2 市長は、認定期間が終了したときは、その旨を公告するとともに、前項の標識を撤去するものとする。

(設置完了報告)

第7条 認定計画に基づく市民緑地の設置を完了した認定事業者は、法第63条の規定により市民緑地設置完了報告書(第6号様式)を市長に提出するものとする。

(管理状況報告)

第8条 法第63条の規定により、認定事業者は、認定計画に基づく管理の状況について、市民緑地設置管理計画管理状況報告書(第7号様式)により、市長に報告するものとする。

(改善命令等)

第9条 市長は、法第64条の規定により改善に必要な措置の命令(以下「改善命令」という。)を行うときは、認定事業者に対して市民緑地設置管理計画改善命令書(第8号様式)を交付するものとする。

2 改善命令に基づき必要な措置を行った認定事業者は、市民緑地設置管理計画改善報告書(第9号様式)を市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、法第65条の規定により認定を取り消すときは、認定事業者に対して市民緑地設置管理計画認定取消書(第10号様式)を交付するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

設置の申請(住民等との協議)

第2条 第2項に規定する協議の対象は次に掲げる者とする。
(1) 申請する土地等に隣接する土地及びその土地に建築された建築物の所有者及び占有者
(2) 申請する土地等の部分が含まれる町の住民が地縁に基づいて形成した団体